

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トーヨーワーク(以下、会社という)と従業員代表とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で別紙「業務の種類」に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、勤務地手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給(賞与を含む)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。ただし、別表1のうち、別表5に記載の職種・地域の一般賃金については令和6年10月より別表5のとおり変更する。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(別添2)とし、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省) (別添1)を用いる場合は別表1に理由を記載する。

(2) 通勤手当については、基本給(賞与を含む)とは分離し、第6条のとおりとする。

(3) 地域指数については、派遣先事業所所在地が三重県、京都府、大阪府の場合は、その府県内の複数の市町村になることから、通達別添3に定める三重、京都、大阪の指数を用いるものとする。

また、派遣先事業所所在地が奈良県の場合は、特定の限定された市町村になることからその市町村を管轄するハローワーク奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山の指数を使用するものとする。

第4条 対象従業員の基本給(賞与を含む)は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。ただし、別表2のうち、別表6に記載の職種・地域のランク別の対象従業員の賃金については令和6年10月より別表6のとおり変更する。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A: 20年

B: 10年

C: 0年

(3) 毎年改定される局長通達による「一般賃金」の額に基づき、本別表2の「基本給額」が前年度の「基本給額」より低額に改訂された場合でも、「一般賃金」の改定を理由とした個々の派遣労働者の基本給額を令和5年度の「基本給額」より減額した改訂は行わない。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給と分離して法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣社員通勤手当規定に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩又は自転車により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用する最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数:

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、派遣社員の退職手当制度を開始した令和2年3月31日以前の勤続年数の取扱いについては、0年とする。

(1)退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、5年とする。

(第7条(1)の最低勤続年数3年に比して長い理由:正社員は派遣労働者と業務内容が異なり、且つ正社員は「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」が広い為に、最低勤続年数を3年としている。一方、派遣労働者には「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」を狭くしか担わせていないので、処遇における均衡を図るため、最低勤続年数を5年としている。)

(2)別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 評価については期初に個別目標を設定し、1年ごとに派遣先での評価を踏まえ個別面談を実施し、目標の達成度、仕事への取り組み姿勢などを確認することで行い、その評価の結果に基づき第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される社員就業規則第18条、第29条、第48条から第50条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして派遣従業員就業規則27条から29条、32条、41条、無期雇用派遣従業員就業規則27条から29条、32条、39条の規定を適用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア支援制度の体系」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

尚、本協定は、契約締結日にかかわらず、令和6年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年 9月30日

株式会社トーヨーワーク  
代表取締役社長 豊原 章



株式会社トーヨーワーク  
従業員代表 吉田 真由美



業務の種類  
1391 飲食物調理従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1391 飲食物調理従事者	その理由 別添2の調理人見習では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			988 (1,017)	1,137	1,247	1,266	1,333	1,452	1,809	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,044	1,201	1,317	1,337	1,408	1,534	1,911
		大和高田計	101.1%	999	1,150	1,261	1,280	1,348	1,468	1,829
		桜井計	98.0%	969	1,115	1,223	1,241	1,307	1,423	1,773
		下市計	97.6%	965	1,110	1,218	1,236	1,302	1,418	1,766
		大和郡山計	100.5%	993	1,143	1,254	1,273	1,340	1,460	1,819

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 1391 飲食物調理従事者 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,911	○	1,911	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,534	○	1,534	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,044	○	1,044	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,829	○	1,829	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,468	○	1,468	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	999	○	999	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,773	○	1,773	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,423	○	1,423	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	969	○	969	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,766	○	1,766	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,418	○	1,418	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	965	○	965	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,819	○	1,819	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,460	○	1,460	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	993	○	993	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1403 飲食物給仕従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1403 飲食物給仕従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の接客・給仕の職業では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,031 (-)	1,187	1,301	1,321	1,391	1,516	1,888
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,089	1,254	1,374	1,395	1,469	1,601	1,994
		大和高田計	101.1%	1,043	1,201	1,316	1,336	1,407	1,533	1,909
		桜井計	98.0%	1,011	1,164	1,275	1,295	1,364	1,486	1,851
		下市計	97.6%	1,007	1,159	1,270	1,290	1,358	1,480	1,843
		大和郡山計	100.5%	1,037	1,193	1,308	1,328	1,398	1,524	1,898

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 1403 飲食物給仕従事者 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,994	○	1,994	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,601	○	1,601	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,089	○	1,089	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,909	○	1,909	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,533	○	1,533	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,043	○	1,043	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,851	○	1,851	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,486	○	1,486	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,011	○	1,011	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,843	○	1,843	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,480	○	1,480	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,007	○	1,007	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,898	○	1,898	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,524	○	1,524	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,037	○	1,037	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1493金属工作機械作業従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1493金属工作機械作業従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣 料金が高くなり雇用を維持・確保できな い為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,120 (-)	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,183	1,362	1,493	1,516	1,596	1,739	2,166
		大和高田計	101.1%	1,133	1,304	1,429	1,451	1,528	1,665	2,074
		桜井計	98.0%	1,098	1,264	1,385	1,407	1,481	1,614	2,010
		下市計	97.6%	1,094	1,259	1,380	1,401	1,475	1,607	2,002
		大和郡山計	100.5%	1,126	1,296	1,421	1,443	1,519	1,655	2,062

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1493金属工作機械作業従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,166	○	2,166	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,739	○	1,739	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,183	○	1,183	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,074	○	2,074	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,665	○	1,665	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,133	○	1,133	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,010	○	2,010	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,614	○	1,614	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,098	○	1,098	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,094	○	1,094	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,655	○	1,655	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,126	○	1,126	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類

1499その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1499その他の製品製造・加工処理従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			998 (1,028)	1,149	1,259	1,278	1,346	1,467	1,827	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,054	1,214	1,330	1,350	1,422	1,550	1,930
		大和高田計	101.1%	1,009	1,162	1,273	1,293	1,361	1,484	1,848
		桜井計	98.0%	979	1,127	1,234	1,253	1,320	1,438	1,791
		下市計	97.6%	975	1,122	1,229	1,248	1,314	1,432	1,784
		大和郡山計	100.5%	1,003	1,155	1,266	1,285	1,353	1,475	1,837

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1499その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,550	○	1,550	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,054	○	1,054	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,848	○	1,848	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,484	○	1,484	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,009	○	1,009	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,791	○	1,791	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,438	○	1,438	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	979	○	979	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,784	○	1,784	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,432	○	1,432	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	975	○	975	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,837	○	1,837	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,475	○	1,475	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,003	○	1,003	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1506木・紙製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1506木・紙製品製造従事者	その理由 別添2のパルプ・紙・紙製品製造工では 派遣料金が高くなり雇用を維持・確保で きない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,030 (1,040)	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,088	1,253	1,373	1,393	1,467	1,599	1,992
		大和高田計	101.1%	1,042	1,200	1,315	1,334	1,405	1,531	1,907
		桜井計	98.0%	1,010	1,163	1,274	1,293	1,362	1,484	1,849
		下市計	97.6%	1,006	1,158	1,269	1,288	1,356	1,478	1,841
		大和郡山計	100.5%	1,036	1,192	1,307	1,326	1,396	1,522	1,896

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1506木・紙製品製造従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,992	○	1,992	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,599	○	1,599	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,088	○	1,088	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,531	○	1,531	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,042	○	1,042	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,849	○	1,849	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,484	○	1,484	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,010	○	1,010	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,841	○	1,841	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,478	○	1,478	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,006	○	1,006	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,896	○	1,896	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,522	○	1,522	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,036	○	1,036	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類  
1507印刷・製本従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1507印刷・製本従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				960 (1,013)	1,105	1,212	1,230	1,295	1,411	1,758
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,014	1,167	1,280	1,299	1,368	1,491	1,857
		大和高田計	101.1%	971	1,118	1,226	1,244	1,310	1,427	1,778
		桜井計	98.0%	941	1,083	1,188	1,206	1,270	1,383	1,723
		下市計	97.6%	937	1,079	1,183	1,201	1,264	1,378	1,716
		大和郡山計	100.5%	965	1,111	1,219	1,237	1,302	1,419	1,767

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1507印刷・製本従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,857	○	1,857	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,491	○	1,491	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,014	○	1,014	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,778	○	1,778	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,427	○	1,427	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	971	○	971	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,723	○	1,723	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,383	○	1,383	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	941	○	941	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,716	○	1,716	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,378	○	1,378	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	937	○	937	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,767	○	1,767	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,419	○	1,419	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	965	○	965	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	その理由 別添2のプラスチック製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,072 (-)	1,234	1,353	1,373	1,446	1,576	1,963	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,133	1,304	1,429	1,450	1,527	1,665	2,073
		大和高田計	101.1%	1,084	1,248	1,368	1,389	1,462	1,594	1,985
		桜井計	98.0%	1,051	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924
		下市計	97.6%	1,047	1,205	1,321	1,341	1,412	1,539	1,916
		大和郡山計	100.5%	1,078	1,241	1,360	1,380	1,454	1,584	1,973

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,073	○	2,073	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,665	○	1,665	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,133	○	1,133	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,985	○	1,985	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,084	○	1,084	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,545	○	1,545	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,051	○	1,051	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,916	○	1,916	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,539	○	1,539	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,047	○	1,047	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,973	○	1,973	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,078	○	1,078	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類  
1509その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1509その他の製品製造・加工処理従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,001 (1,104)	1,152	1,263	1,282	1,350	1,471	1,833	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,058	1,217	1,334	1,354	1,426	1,554	1,936
		大和高田計	101.1%	1,013	1,165	1,277	1,297	1,365	1,488	1,854
		桜井計	98.0%	981	1,129	1,238	1,257	1,323	1,442	1,797
		下市計	97.6%	977	1,125	1,233	1,252	1,318	1,436	1,790
		大和郡山計	100.5%	1,007	1,158	1,270	1,289	1,357	1,479	1,843

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1509その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,936	○	1,936	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,058	○	1,058	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,854	○	1,854	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,488	○	1,488	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,013	○	1,013	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,797	○	1,797	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,442	○	1,442	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	981	○	981	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,790	○	1,790	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,436	○	1,436	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	977	○	977	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,843	○	1,843	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,479	○	1,479	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,007	○	1,007	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1512電気機械器具組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1512電気機械器具組立従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の電気機械組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				948 (989)	1,091	1,196	1,214	1,279	1,394	1,736
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,002	1,153	1,263	1,282	1,351	1,473	1,834
		大和高田計	101.1%	959	1,104	1,210	1,228	1,294	1,410	1,756
		桜井計	98.0%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計	97.6%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	100.5%	953	1,097	1,202	1,221	1,286	1,401	1,745

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1512電気機械器具組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,834	○	1,834	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,473	○	1,473	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,002	○	1,002	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,756	○	1,756	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,410	○	1,410	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	959	○	959	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,745	○	1,745	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,401	○	1,401	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	953	○	953	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1514その他の機械組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1514その他の機械組立従事者	その理由 別添2のその他の機械組立の職業では 派遣料金が高くなり雇用を維持・確保で きない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,055 (-)	1,214	1,331	1,351	1,423	1,551	1,932	
2	地域調整	大阪	108.4%	1,144	1,316	1,443	1,465	1,543	1,682	2,095
		奈良計	105.6%	1,115	1,282	1,406	1,427	1,503	1,638	2,041
		大和高田計	101.1%	1,067	1,228	1,346	1,366	1,439	1,569	1,954
		桜井計	98.0%	1,034	1,190	1,305	1,324	1,395	1,520	1,894
		下市計	97.6%	1,030	1,185	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886
		大和郡山計	100.5%	1,061	1,221	1,338	1,358	1,431	1,559	1,942

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1514その他の機械組立従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,144	○	1,144	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,638	○	1,638	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,115	○	1,115	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,067	○	1,067	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,894	○	1,894	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,034	○	1,034	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,886	○	1,886	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,514	○	1,514	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,030	○	1,030	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,942	○	1,942	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,559	○	1,559	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,061	○	1,061	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1561製品検査従事者(金属)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1561製品検査従事者(金属)	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の電気機械組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,002 (1,082)	1,153	1,265	1,284	1,352	1,473	1,835
2	地域調整	大阪	108.4%	1,114	1,283	1,406	1,428	1,503	1,638	2,040
		奈良計	105.6%	1,059	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938
		大和高田計	101.1%	1,014	1,166	1,279	1,299	1,367	1,490	1,856
		桜井計	98.0%	982	1,130	1,240	1,259	1,325	1,444	1,799
		下市計	97.6%	978	1,126	1,235	1,254	1,320	1,438	1,791
		大和郡山計	100.5%	1,008	1,159	1,272	1,291	1,359	1,481	1,845

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1561製品検査従事者(金属))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,638	○	1,638	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,114	○	1,114	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,938	○	1,938	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,556	○	1,556	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,059	○	1,059	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,856	○	1,856	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,490	○	1,490	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,014	○	1,014	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,799	○	1,799	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,444	○	1,444	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	982	○	982	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,791	○	1,791	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,438	○	1,438	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	978	○	978	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,845	○	1,845	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,481	○	1,481	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,008	○	1,008	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
1711ビル・建物清掃員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1711ビル・建物清掃員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年			
		別添2のビル・建物清掃員では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		939 (-)	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380	1,719	
2	地域調整	奈良計		105.6%	992	1,142	1,252	1,271	1,338	1,458	1,816
		大和高田計		101.1%	950	1,093	1,199	1,217	1,281	1,396	1,738
		桜井計		98.0%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計		97.6%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計		100.5%	944	1,087	1,191	1,210	1,274	1,387	1,728

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1711ビル・建物清掃員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,816	○	1,816	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,458	○	1,458	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	992	○	992	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,738	○	1,738	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,396	○	1,396	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	950	○	950	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,728	○	1,728	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,387	○	1,387	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	944	○	944	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類  
1721包装従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1721包装従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の製品包装作業員では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,081 (-)	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
2	地域調整	三重	99.1%	1,072	1,233	1,352	1,373	1,445	1,575	1,962
		奈良計	105.6%	1,142	1,314	1,441	1,463	1,540	1,678	2,090
		大和高田計	101.1%	1,093	1,258	1,380	1,401	1,475	1,607	2,001
		桜井計	98.0%	1,060	1,220	1,337	1,358	1,429	1,558	1,940
		下市計	97.6%	1,056	1,215	1,332	1,352	1,424	1,551	1,932
		大和郡山計	100.5%	1,087	1,251	1,371	1,392	1,466	1,597	1,989

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1721包装従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
三重	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,575	○	1,575	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,072	○	1,072	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,090	○	2,090	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,678	○	1,678	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,142	○	1,142	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,093	○	1,093	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,940	○	1,940	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,558	○	1,558	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,060	○	1,060	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,932	○	1,932	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,551	○	1,551	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,056	○	1,056	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,989	○	1,989	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,597	○	1,597	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,087	○	1,087	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
257総合事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 257総合事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,054 (-)	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,114	1,281	1,405	1,426	1,502	1,636	2,039
		大和高田計	101.1%	1,066	1,227	1,345	1,365	1,438	1,567	1,952
		桜井計	98.0%	1,033	1,189	1,304	1,323	1,394	1,519	1,892
		下市計	97.6%	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,512	1,884
		大和郡山計	100.5%	1,060	1,220	1,337	1,357	1,430	1,557	1,940

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (257総合事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,039	○	2,039	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,114	○	1,114	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,952	○	1,952	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,066	○	1,066	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,033	○	1,033	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,884	○	1,884	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,512	○	1,512	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,029	○	1,029	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,940	○	1,940	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,557	○	1,557	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,060	○	1,060	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
258医療・介護事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 258医療・介護事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,008 (-)	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,065	1,225	1,344	1,364	1,437	1,565	1,950
		大和高田計	101.1%	1,020	1,173	1,286	1,306	1,375	1,499	1,867
		桜井計	98.0%	988	1,137	1,247	1,266	1,333	1,453	1,810
		下市計	97.6%	984	1,133	1,242	1,261	1,328	1,447	1,802
		大和郡山計	100.5%	1,014	1,166	1,279	1,298	1,367	1,490	1,856

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 258医療・介護事務員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,950	○	1,950	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,565	○	1,565	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,065	○	1,065	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,867	○	1,867	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,499	○	1,499	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,020	○	1,020	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,810	○	1,810	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,453	○	1,453	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	988	○	988	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,802	○	1,802	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,447	○	1,447	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	984	○	984	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,856	○	1,856	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,490	○	1,490	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,014	○	1,014	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
261現金出納事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 261現金出納事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,088 (1,095)	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,149	1,323	1,450	1,473	1,551	1,689	2,104
		大和高田計	101.1%	1,100	1,266	1,389	1,410	1,485	1,617	2,014
		桜井計	98.0%	1,067	1,227	1,346	1,367	1,439	1,568	1,953
		下市計	97.6%	1,062	1,222	1,341	1,361	1,433	1,561	1,945
		大和郡山計	100.5%	1,094	1,259	1,380	1,401	1,476	1,607	2,002

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 261現金出納事務員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,104	○	2,104	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,689	○	1,689	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,149	○	1,149	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,014	○	2,014	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,617	○	1,617	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,100	○	1,100	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,568	○	1,568	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,067	○	1,067	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,945	○	1,945	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,062	○	1,062	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,094	○	1,094	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 263経理事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,174 (-)	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,240	1,427	1,565	1,589	1,673	1,823	2,271
		大和高田計	101.1%	1,187	1,366	1,499	1,521	1,602	1,745	2,174
		桜井計	98.0%	1,151	1,324	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107
		下市計	97.6%	1,146	1,319	1,447	1,468	1,546	1,685	2,099
		大和郡山計	100.5%	1,180	1,358	1,490	1,512	1,592	1,735	2,161

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 263経理事務員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,271	○	2,271	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,823	○	1,823	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,240	○	1,240	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,174	○	2,174	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,745	○	1,745	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,187	○	1,187	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,107	○	2,107	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,692	○	1,692	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,151	○	1,151	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,099	○	2,099	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,685	○	1,685	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,146	○	1,146	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,161	○	2,161	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,735	○	1,735	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,180	○	1,180	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
312データ入力係員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 312データ入力係員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,090 (-)	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,152	1,326	1,454	1,475	1,553	1,692	2,108
		大和高田計	101.1%	1,102	1,269	1,392	1,412	1,487	1,620	2,018
		桜井計	98.0%	1,069	1,230	1,349	1,369	1,441	1,570	1,957
		下市計	97.6%	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,949
		大和郡山計	100.5%	1,096	1,262	1,383	1,403	1,478	1,611	2,006

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 312データ入力係員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,108	○	2,108	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,692	○	1,692	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,152	○	1,152	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,018	○	2,018	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,102	○	1,102	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,957	○	1,957	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,570	○	1,570	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,069	○	1,069	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,949	○	1,949	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,564	○	1,564	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,064	○	1,064	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,006	○	2,006	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,611	○	1,611	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,096	○	1,096	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
319その他の事務用機器操作

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 319その他の事務用機器操作	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	
2	地域調整	京都	101.6%	1,142	1,315	1,441	1,464	1,541	1,679	2,091
		大阪	108.4%	1,219	1,403	1,538	1,561	1,644	1,791	2,231
		奈良計	105.6%	1,187	1,367	1,498	1,521	1,601	1,745	2,174
		大和高田計	101.1%	1,137	1,309	1,434	1,456	1,533	1,671	2,081
		桜井計	98.0%	1,102	1,269	1,390	1,412	1,486	1,619	2,017
		下市計	97.6%	1,098	1,263	1,384	1,406	1,480	1,613	2,009
		大和郡山計	100.5%	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,091	○	2,091	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,679	○	1,679	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,142	○	1,142	0年
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,231	○	2,231	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,791	○	1,791	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,219	○	1,219	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,174	○	2,174	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,745	○	1,745	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,187	○	1,187	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,081	○	2,081	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,671	○	1,671	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,137	○	1,137	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,619	○	1,619	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,102	○	1,102	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,009	○	2,009	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,613	○	1,613	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,098	○	1,098	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,069	○	2,069	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,661	○	1,661	10年
	C	コンピューターの設定、パソコンのキッティング作業などを派遣先から指示された通りできる	1,130	○	1,130	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
371看護助手

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 371看護助手	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				963 (一)	1,108	1,215	1,234	1,299	1,416	1,763
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,017	1,171	1,284	1,304	1,372	1,496	1,862
		大和高田計	101.1%	974	1,121	1,229	1,248	1,314	1,432	1,783
		桜井計	98.0%	944	1,086	1,191	1,210	1,274	1,388	1,728
		下市計	97.6%	940	1,082	1,186	1,205	1,268	1,383	1,721
		大和郡山計	100.5%	968	1,114	1,222	1,241	1,306	1,424	1,772

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 371看護助手 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,862	○	1,862	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,496	○	1,496	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,017	○	1,017	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,783	○	1,783	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,432	○	1,432	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	974	○	974	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,728	○	1,728	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,388	○	1,388	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	944	○	944	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,721	○	1,721	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,383	○	1,383	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	940	○	940	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,772	○	1,772	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,424	○	1,424	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	968	○	968	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
501化学製品生産設備

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 501化学製品生産設備	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,124 (-)	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,187	1,367	1,498	1,521	1,601	1,745	2,174
		大和高田計	101.1%	1,137	1,309	1,434	1,456	1,533	1,671	2,081
		桜井計	98.0%	1,102	1,269	1,390	1,412	1,486	1,619	2,017
		下市計	97.6%	1,098	1,263	1,384	1,406	1,480	1,613	2,009
		大和郡山計	100.5%	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 501化学製品生産設備 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,174	○	2,174	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,745	○	1,745	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,187	○	1,187	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,081	○	2,081	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,671	○	1,671	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,137	○	1,137	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,619	○	1,619	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,102	○	1,102	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,009	○	2,009	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,613	○	1,613	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,098	○	1,098	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,069	○	2,069	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,661	○	1,661	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,130	○	1,130	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 536金属製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,103 (-)	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,165	1,342	1,470	1,493	1,572	1,712	2,134
		大和高田計	101.1%	1,116	1,284	1,408	1,429	1,505	1,639	2,043
		桜井計	98.0%	1,081	1,245	1,365	1,385	1,459	1,589	1,980
		下市計	97.6%	1,077	1,240	1,359	1,380	1,453	1,583	1,972
		大和郡山計	100.5%	1,109	1,277	1,399	1,421	1,496	1,630	2,031

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (536金属製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,134	○	2,134	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,712	○	1,712	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,165	○	1,165	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,043	○	2,043	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,116	○	1,116	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,980	○	1,980	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,589	○	1,589	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,081	○	1,081	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,972	○	1,972	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,583	○	1,583	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,077	○	1,077	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,031	○	2,031	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,630	○	1,630	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,109	○	1,109	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
541化学製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 541化学製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,100 (-)	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,162	1,337	1,466	1,488	1,568	1,708	2,127
		大和高田計	101.1%	1,113	1,280	1,404	1,425	1,501	1,635	2,037
		桜井計	98.0%	1,078	1,241	1,361	1,381	1,455	1,585	1,974
		下市計	97.6%	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966
		大和郡山計	100.5%	1,106	1,273	1,395	1,417	1,492	1,626	2,025

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 541化学製品製造工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,127	○	2,127	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,708	○	1,708	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,162	○	1,162	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,037	○	2,037	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,635	○	1,635	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,113	○	1,113	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,078	○	1,078	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,966	○	1,966	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,579	○	1,579	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,074	○	1,074	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,626	○	1,626	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,106	○	1,106	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 542窯業・土石製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,116 (-)	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,179	1,357	1,487	1,511	1,590	1,733	2,158
		大和高田計	101.1%	1,129	1,300	1,424	1,446	1,522	1,660	2,066
		桜井計	98.0%	1,094	1,260	1,380	1,402	1,475	1,609	2,003
		下市計	97.6%	1,090	1,255	1,375	1,396	1,469	1,602	1,994
		大和郡山計	100.5%	1,122	1,292	1,416	1,438	1,513	1,650	2,054

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 542窯業・土石製品製造工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,158	○	2,158	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,733	○	1,733	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,179	○	1,179	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,066	○	2,066	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,660	○	1,660	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,129	○	1,129	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,003	○	2,003	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,094	○	1,094	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,994	○	1,994	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,090	○	1,090	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,122	○	1,122	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
543精穀・製粉製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 543精穀・製粉製造工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,066 (-)	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	
2	地域調整	京都	101.6%	1,084	1,247	1,367	1,388	1,462	1,593	1,984
		奈良計	105.6%	1,126	1,296	1,421	1,443	1,519	1,655	2,062
		大和高田計	101.1%	1,078	1,241	1,360	1,382	1,454	1,585	1,974
		桜井計	98.0%	1,045	1,203	1,319	1,339	1,410	1,536	1,913
		下市計	97.6%	1,041	1,198	1,313	1,334	1,404	1,530	1,906
		大和郡山計	100.5%	1,072	1,234	1,352	1,373	1,446	1,575	1,962

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (543精穀・製粉製造工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,984	○	1,984	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,593	○	1,593	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,084	○	1,084	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,655	○	1,655	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,126	○	1,126	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,078	○	1,078	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,536	○	1,536	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,045	○	1,045	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,906	○	1,906	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,530	○	1,530	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,041	○	1,041	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,575	○	1,575	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,072	○	1,072	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
544めん類製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 544めん類製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,051 (-)	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,110	1,278	1,401	1,422	1,498	1,632	2,032
		大和高田計	101.1%	1,063	1,224	1,341	1,361	1,434	1,562	1,946
		桜井計	98.0%	1,030	1,186	1,300	1,320	1,390	1,515	1,886
		下市計	97.6%	1,026	1,181	1,295	1,314	1,384	1,508	1,878
		大和郡山計	100.5%	1,057	1,217	1,333	1,353	1,426	1,553	1,934

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 544めん類製造工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,032	○	2,032	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,632	○	1,632	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,110	○	1,110	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,946	○	1,946	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,562	○	1,562	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,063	○	1,063	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,886	○	1,886	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,515	○	1,515	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,030	○	1,030	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,878	○	1,878	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,508	○	1,508	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,026	○	1,026	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,934	○	1,934	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,553	○	1,553	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,057	○	1,057	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 545パン・菓子製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,073 (-)	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965	
2	地域調整	大阪	108.4%	1,164	1,339	1,468	1,491	1,569	1,710	2,131
		奈良計	105.6%	1,134	1,305	1,430	1,452	1,529	1,666	2,076
		大和高田計	101.1%	1,085	1,249	1,369	1,391	1,463	1,595	1,987
		桜井計	98.0%	1,052	1,211	1,327	1,348	1,419	1,546	1,926
		下市計	97.6%	1,048	1,206	1,322	1,342	1,413	1,540	1,918
		大和郡山計	100.5%	1,079	1,242	1,361	1,382	1,455	1,585	1,975

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 545パン・菓子製造工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,131	○	2,131	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,710	○	1,710	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,164	○	1,164	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,666	○	1,666	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,134	○	1,134	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,987	○	1,987	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,595	○	1,595	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,085	○	1,085	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,926	○	1,926	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,546	○	1,546	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,052	○	1,052	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,918	○	1,918	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,540	○	1,540	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,048	○	1,048	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,975	○	1,975	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,079	○	1,079	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
548 乳・乳製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 548 乳・乳製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,032 (-)	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
2	地域調整	大阪	108.4%	1,119	1,288	1,412	1,434	1,509	1,645	2,049
		奈良計	105.6%	1,090	1,255	1,375	1,397	1,470	1,602	1,996
		大和高田計	101.1%	1,044	1,202	1,317	1,337	1,408	1,534	1,911
		桜井計	98.0%	1,012	1,165	1,276	1,296	1,365	1,487	1,853
		下市計	97.6%	1,008	1,160	1,271	1,291	1,359	1,481	1,845
		大和郡山計	100.5%	1,038	1,194	1,309	1,329	1,399	1,525	1,900

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 548 乳・乳製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,049	○	2,049	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,645	○	1,645	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,119	○	1,119	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,996	○	1,996	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,090	○	1,090	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,911	○	1,911	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,534	○	1,534	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,044	○	1,044	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,853	○	1,853	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,487	○	1,487	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,012	○	1,012	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,845	○	1,845	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,481	○	1,481	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,008	○	1,008	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,900	○	1,900	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,525	○	1,525	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,038	○	1,038	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
553保存食品製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 553保存食品製造工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,035 (-)	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	
2	地域調整	京都	101.6%	1,052	1,211	1,327	1,348	1,419	1,546	1,926
		奈良計	105.6%	1,093	1,258	1,380	1,401	1,475	1,607	2,002
		大和高田計	101.1%	1,047	1,205	1,321	1,341	1,412	1,538	1,916
		桜井計	98.0%	1,015	1,168	1,280	1,300	1,369	1,491	1,858
		下市計	97.6%	1,011	1,163	1,275	1,295	1,363	1,485	1,850
		大和郡山計	100.5%	1,041	1,197	1,313	1,333	1,403	1,529	1,905

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 553保存食品製造工等 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,926	○	1,926	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,546	○	1,546	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,052	○	1,052	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,093	○	1,093	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,916	○	1,916	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,538	○	1,538	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,047	○	1,047	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,858	○	1,858	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,491	○	1,491	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,015	○	1,015	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,850	○	1,850	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,485	○	1,485	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,011	○	1,011	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,905	○	1,905	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,529	○	1,529	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,041	○	1,041	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
557紡織工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 557紡織工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,022 (-)	1,176	1,290	1,309	1,379	1,502	1,871	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,080	1,242	1,363	1,383	1,457	1,587	1,976
		大和高田計	101.1%	1,034	1,189	1,305	1,324	1,395	1,519	1,892
		桜井計	98.0%	1,002	1,153	1,265	1,283	1,352	1,472	1,834
		下市計	97.6%	998	1,148	1,260	1,278	1,346	1,466	1,827
		大和郡山計	100.5%	1,028	1,182	1,297	1,316	1,386	1,510	1,881

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 557紡織工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,976	○	1,976	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,080	○	1,080	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,034	○	1,034	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,834	○	1,834	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,472	○	1,472	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,002	○	1,002	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,827	○	1,827	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,466	○	1,466	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	998	○	998	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,510	○	1,510	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,028	○	1,028	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
558衣服・繊維製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 558衣服・繊維製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			935 (-)	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712	
2	地域調整	奈良計	105.6%	988	1,137	1,247	1,266	1,332	1,451	1,808
		大和高田計	101.1%	946	1,088	1,193	1,212	1,275	1,390	1,731
		桜井計	98.0%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計	97.6%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	100.5%	940	1,082	1,186	1,204	1,268	1,381	1,721

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（558衣服・繊維製品製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,808	○	1,808	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,451	○	1,451	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	988	○	988	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,731	○	1,731	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,390	○	1,390	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	946	○	946	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,721	○	1,721	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,381	○	1,381	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	940	○	940	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類  
562パルプ・紙・紙製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 562パルプ・紙・紙製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,062 (-)	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,122	1,291	1,416	1,437	1,514	1,649	2,054
		大和高田計	101.1%	1,074	1,236	1,355	1,375	1,449	1,579	1,967
		桜井計	98.0%	1,041	1,198	1,314	1,333	1,405	1,530	1,907
		下市計	97.6%	1,037	1,193	1,308	1,328	1,399	1,524	1,899
		大和郡山計	100.5%	1,068	1,229	1,347	1,367	1,441	1,569	1,955

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 562パルプ・紙・紙製品製造工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,649	○	1,649	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,122	○	1,122	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,579	○	1,579	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,074	○	1,074	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,530	○	1,530	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,041	○	1,041	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,899	○	1,899	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,524	○	1,524	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,037	○	1,037	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,955	○	1,955	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,068	○	1,068	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 564ゴム製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,066 (-)	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,126	1,296	1,421	1,443	1,519	1,655	2,062
		大和高田計	101.1%	1,078	1,241	1,360	1,382	1,454	1,585	1,974
		桜井計	98.0%	1,045	1,203	1,319	1,339	1,410	1,536	1,913
		下市計	97.6%	1,041	1,198	1,313	1,334	1,404	1,530	1,906
		大和郡山計	100.5%	1,072	1,234	1,352	1,373	1,446	1,575	1,962

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (564ゴム製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,655	○	1,655	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,126	○	1,126	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,078	○	1,078	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,536	○	1,536	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,045	○	1,045	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,906	○	1,906	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,530	○	1,530	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,041	○	1,041	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,575	○	1,575	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,072	○	1,072	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
565プラスチック製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 565プラスチック製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,088 (-)	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,149	1,323	1,450	1,473	1,551	1,689	2,104
		大和高田計	101.1%	1,100	1,266	1,389	1,410	1,485	1,617	2,014
		桜井計	98.0%	1,067	1,227	1,346	1,367	1,439	1,568	1,953
		下市計	97.6%	1,062	1,222	1,341	1,361	1,433	1,561	1,945
		大和郡山計	100.5%	1,094	1,259	1,380	1,401	1,476	1,607	2,002

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (565プラスチック製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,104	○	2,104	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,689	○	1,689	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,149	○	1,149	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,014	○	2,014	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,617	○	1,617	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,100	○	1,100	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,568	○	1,568	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,067	○	1,067	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,945	○	1,945	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,062	○	1,062	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,094	○	1,094	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
569その他の製品製造等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 569その他の製品製造等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,087 (-)	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,148	1,322	1,449	1,470	1,549	1,688	2,102
		大和高田計	101.1%	1,099	1,265	1,388	1,408	1,483	1,616	2,012
		桜井計	98.0%	1,066	1,226	1,345	1,365	1,437	1,567	1,951
		下市計	97.6%	1,061	1,221	1,340	1,359	1,431	1,560	1,943
		大和郡山計	100.5%	1,093	1,258	1,379	1,399	1,474	1,606	2,000

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 569その他の製品製造等 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,102	○	2,102	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,688	○	1,688	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,148	○	1,148	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,012	○	2,012	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,099	○	1,099	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,951	○	1,951	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,066	○	1,066	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,061	○	1,061	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,000	○	2,000	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,606	○	1,606	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,093	○	1,093	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
571一般機械器具組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 571一般機械器具組立工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,143 (-)	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
2	地域調整	大阪	108.4%	1,240	1,427	1,564	1,587	1,672	1,822	2,269
		奈良計	105.6%	1,208	1,390	1,523	1,546	1,629	1,775	2,211
		大和高田計	101.1%	1,156	1,331	1,458	1,481	1,559	1,699	2,117
		桜井計	98.0%	1,121	1,290	1,414	1,435	1,512	1,647	2,052
		下市計	97.6%	1,116	1,285	1,408	1,429	1,505	1,640	2,043
		大和郡山計	100.5%	1,149	1,323	1,450	1,472	1,550	1,689	2,104

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 571一般機械器具組立工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,269	○	2,269	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,822	○	1,822	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,240	○	1,240	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,211	○	2,211	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,775	○	1,775	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,208	○	1,208	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,117	○	2,117	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,699	○	1,699	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,156	○	1,156	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,052	○	2,052	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,647	○	1,647	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,121	○	1,121	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,043	○	2,043	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,640	○	1,640	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,116	○	1,116	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,104	○	2,104	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,689	○	1,689	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,149	○	1,149	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 582東線工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			965 (-)	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,020	1,174	1,287	1,306	1,375	1,499	1,866
		大和高田計	101.1%	976	1,124	1,232	1,250	1,317	1,435	1,787
		桜井計	98.0%	946	1,089	1,194	1,212	1,276	1,391	1,732
		下市計	97.6%	942	1,085	1,189	1,207	1,271	1,385	1,725
		大和郡山計	100.5%	970	1,117	1,225	1,243	1,309	1,427	1,776

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 582東線工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,866	○	1,866	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,499	○	1,499	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	1,020	○	1,020	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,787	○	1,787	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,435	○	1,435	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	976	○	976	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,732	○	1,732	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,391	○	1,391	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	946	○	946	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,725	○	1,725	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,385	○	1,385	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	942	○	942	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,776	○	1,776	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,427	○	1,427	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	970	○	970	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
611金属材料検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 611金属材料検査工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,081 (-)	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,142	1,314	1,441	1,463	1,540	1,678	2,090
		大和高田計	101.1%	1,093	1,258	1,380	1,401	1,475	1,607	2,001
		桜井計	98.0%	1,060	1,220	1,337	1,358	1,429	1,558	1,940
		下市計	97.6%	1,056	1,215	1,332	1,352	1,424	1,551	1,932
		大和郡山計	100.5%	1,087	1,251	1,371	1,392	1,466	1,597	1,989

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 611金属材料検査工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,090	○	2,090	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,678	○	1,678	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,142	○	1,142	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,093	○	1,093	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,940	○	1,940	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,558	○	1,558	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,060	○	1,060	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,932	○	1,932	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,551	○	1,551	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,056	○	1,056	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,989	○	1,989	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,597	○	1,597	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,087	○	1,087	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
622窯業製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 622窯業製品検査工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,141 (-)	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	
2	地域調整	京都	101.6%	1,160	1,335	1,464	1,486	1,564	1,704	2,123
		奈良計	105.6%	1,205	1,387	1,521	1,544	1,626	1,771	2,206
		大和高田計	101.1%	1,154	1,328	1,456	1,479	1,556	1,696	2,112
		桜井計	98.0%	1,119	1,287	1,412	1,433	1,509	1,644	2,048
		下市計	97.6%	1,114	1,282	1,406	1,427	1,503	1,637	2,039
		大和郡山計	100.5%	1,147	1,320	1,448	1,470	1,547	1,686	2,100

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 622窯業製品検査工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,123	○	2,123	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,704	○	1,704	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,160	○	1,160	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,206	○	2,206	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,771	○	1,771	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,205	○	1,205	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,112	○	2,112	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,696	○	1,696	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,154	○	1,154	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,119	○	1,119	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,039	○	2,039	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,637	○	1,637	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,114	○	1,114	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,100	○	2,100	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,686	○	1,686	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,147	○	1,147	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
623食料品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 623食料品検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,079 (-)	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976
2	地域調整	京都	101.6%	1,097	1,262	1,384	1,405	1,480	1,612	2,008
		奈良計	105.6%	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,675	2,087
		大和高田計	101.1%	1,091	1,256	1,377	1,398	1,473	1,604	1,998
		桜井計	98.0%	1,058	1,218	1,335	1,355	1,427	1,555	1,937
		下市計	97.6%	1,054	1,213	1,330	1,349	1,422	1,548	1,929
		大和郡山計	100.5%	1,085	1,249	1,369	1,389	1,464	1,594	1,986

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 623食料品検査工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,008	○	2,008	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,097	○	1,097	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,087	○	2,087	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,675	○	1,675	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,140	○	1,140	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,998	○	1,998	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,604	○	1,604	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,091	○	1,091	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,937	○	1,937	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,555	○	1,555	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,058	○	1,058	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,929	○	1,929	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,548	○	1,548	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,054	○	1,054	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,986	○	1,986	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,085	○	1,085	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
625紡織・衣服製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 625紡織・衣服製品検査工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			953 (-)	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745	
2	地域調整	京都	101.6%	1,008	1,161	1,273	1,292	1,360	1,482	1,846
		大阪	108.4%	1,064	1,225	1,343	1,363	1,436	1,565	1,949
		奈良計	105.6%	1,007	1,159	1,271	1,290	1,359	1,480	1,843
		大和高田計	101.1%	964	1,110	1,217	1,235	1,301	1,417	1,765
		桜井計	98.0%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計	97.6%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	100.5%	958	1,103	1,210	1,228	1,293	1,409	1,754

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（625紡織・衣服製品検査工等）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,846	○	1,846	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,482	○	1,482	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	1,008	○	1,008	0年
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,949	○	1,949	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,565	○	1,565	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	1,064	○	1,064	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,843	○	1,843	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,480	○	1,480	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	1,007	○	1,007	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,765	○	1,765	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,417	○	1,417	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	964	○	964	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,754	○	1,754	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,409	○	1,409	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	958	○	958	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
628ゴム製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 628ゴム製品検査工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,010 (-)	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	
2	地域調整	京都	101.6%	1,027	1,182	1,296	1,315	1,384	1,509	1,879
		奈良計	105.6%	1,067	1,229	1,347	1,367	1,439	1,569	1,953
		大和高田計	101.1%	1,022	1,176	1,290	1,309	1,377	1,502	1,870
		桜井計	98.0%	990	1,140	1,250	1,269	1,335	1,456	1,813
		下市計	97.6%	986	1,136	1,245	1,263	1,330	1,450	1,805
		大和郡山計	100.5%	1,016	1,169	1,282	1,301	1,369	1,493	1,859

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 628ゴム製品検査工等 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,879	○	1,879	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,509	○	1,509	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,027	○	1,027	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,067	○	1,067	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,870	○	1,870	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,502	○	1,502	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,022	○	1,022	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,813	○	1,813	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,456	○	1,456	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	990	○	990	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,805	○	1,805	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,450	○	1,450	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,859	○	1,859	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,493	○	1,493	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,016	○	1,016	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
635計量計測機器検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 635計量計測機器検査工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,083 (1,092)	1,247	1,367	1,387	1,461	1,592	1,983	
2	地域調整	京都	101.6%	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,015
		奈良計	105.6%	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095
		大和高田計	101.1%	1,095	1,261	1,383	1,403	1,478	1,610	2,005
		桜井計	98.0%	1,062	1,223	1,340	1,360	1,432	1,561	1,944
		下市計	97.6%	1,058	1,218	1,335	1,354	1,426	1,554	1,936
		大和郡山計	100.5%	1,089	1,254	1,374	1,394	1,469	1,600	1,993

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 635計量計測機器検査工等 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,618	○	1,618	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,101	○	1,101	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,144	○	1,144	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,005	○	2,005	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,610	○	1,610	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,095	○	1,095	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,944	○	1,944	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,062	○	1,062	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,936	○	1,936	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,058	○	1,058	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,993	○	1,993	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,600	○	1,600	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,089	○	1,089	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 643製図工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,200 (-)	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,268	1,459	1,599	1,624	1,710	1,863	2,321
		大和高田計	101.1%	1,214	1,397	1,531	1,554	1,637	1,784	2,222
		桜井計	98.0%	1,176	1,354	1,484	1,507	1,587	1,729	2,154
		下市計	97.6%	1,172	1,348	1,478	1,501	1,581	1,722	2,145
		大和郡山計	100.5%	1,206	1,388	1,522	1,545	1,628	1,773	2,208

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 643製図工 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,321	○	2,321	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,863	○	1,863	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,268	○	1,268	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,222	○	2,222	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,784	○	1,784	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,214	○	1,214	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,729	○	1,729	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,176	○	1,176	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,145	○	2,145	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,722	○	1,722	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,172	○	1,172	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,208	○	2,208	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,773	○	1,773	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,206	○	1,206	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
684フォークリフト運転作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 684フォークリフト運転作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,158 (-)	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
2	地域調整	京都	101.6%	1,177	1,355	1,485	1,507	1,587	1,730	2,154
		奈良計	105.6%	1,223	1,408	1,543	1,567	1,650	1,798	2,239
		大和高田計	101.1%	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144
		桜井計	98.0%	1,135	1,307	1,432	1,454	1,531	1,668	2,078
		下市計	97.6%	1,131	1,302	1,426	1,448	1,525	1,662	2,070
		大和郡山計	100.5%	1,164	1,340	1,469	1,491	1,570	1,711	2,131

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 684フォークリフト運転作業員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,730	○	1,730	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,177	○	1,177	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,239	○	2,239	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,798	○	1,798	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,223	○	1,223	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,144	○	2,144	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,721	○	1,721	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,171	○	1,171	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,078	○	2,078	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,135	○	1,135	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,070	○	2,070	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,662	○	1,662	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,131	○	1,131	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,131	○	2,131	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,711	○	1,711	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,164	○	1,164	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
754倉庫作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 754倉庫作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,206	1,388	1,522	1,545	1,628	1,774	2,209
		大和高田計	101.1%	1,155	1,329	1,457	1,480	1,558	1,698	2,115
		桜井計	98.0%	1,120	1,288	1,413	1,434	1,511	1,646	2,050
		下市計	97.6%	1,115	1,283	1,407	1,428	1,505	1,639	2,041
		大和郡山計	100.5%	1,148	1,321	1,449	1,471	1,549	1,688	2,102

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (754倉庫作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,209	○	2,209	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,774	○	1,774	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,206	○	1,206	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,698	○	1,698	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,155	○	1,155	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,050	○	2,050	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,646	○	1,646	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,120	○	1,120	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,115	○	1,115	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,102	○	2,102	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,688	○	1,688	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,148	○	1,148	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値



業務の種類  
756荷造作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 756荷造作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,082 (-)	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,143	1,315	1,442	1,464	1,542	1,681	2,092
		大和高田計	101.1%	1,094	1,259	1,381	1,402	1,477	1,609	2,003
		桜井計	98.0%	1,061	1,221	1,338	1,359	1,431	1,560	1,942
		下市計	97.6%	1,057	1,216	1,333	1,353	1,425	1,553	1,934
		大和郡山計	100.5%	1,088	1,252	1,372	1,393	1,468	1,599	1,991

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (756荷造作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,092	○	2,092	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,681	○	1,681	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,143	○	1,143	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,003	○	2,003	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,094	○	1,094	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,942	○	1,942	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,061	○	1,061	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,934	○	1,934	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,553	○	1,553	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,057	○	1,057	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,991	○	1,991	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,599	○	1,599	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,088	○	1,088	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
771製品包装作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 771製品包装作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,027 (-)	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	
2	地域調整	大阪	108.4%	1,114	1,283	1,406	1,428	1,503	1,638	2,040
		奈良計	105.6%	1,085	1,249	1,369	1,390	1,463	1,595	1,986
		大和高田計	101.1%	1,039	1,196	1,311	1,331	1,401	1,527	1,901
		桜井計	98.0%	1,007	1,159	1,271	1,290	1,358	1,480	1,843
		下市計	97.6%	1,003	1,154	1,265	1,285	1,352	1,474	1,835
		大和郡山計	100.5%	1,033	1,188	1,303	1,323	1,392	1,518	1,890

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (771製品包装作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,638	○	1,638	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,114	○	1,114	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,986	○	1,986	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,595	○	1,595	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,085	○	1,085	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,901	○	1,901	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,527	○	1,527	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,039	○	1,039	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,843	○	1,843	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,480	○	1,480	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,007	○	1,007	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,835	○	1,835	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,003	○	1,003	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,890	○	1,890	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,518	○	1,518	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,033	○	1,033	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
779その他の包装の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 779その他の包装の職業	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,016 (-)	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,073	1,235	1,354	1,374	1,448	1,578	1,965
		大和高田計	101.1%	1,028	1,182	1,297	1,316	1,387	1,511	1,881
		桜井計	98.0%	996	1,146	1,257	1,275	1,344	1,465	1,823
		下市計	97.6%	992	1,141	1,252	1,270	1,339	1,459	1,816
		大和郡山計	100.5%	1,022	1,175	1,289	1,308	1,378	1,502	1,870

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 779その他の包装の職業 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,965	○	1,965	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,073	○	1,073	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,511	○	1,511	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,028	○	1,028	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,823	○	1,823	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,465	○	1,465	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	996	○	996	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,816	○	1,816	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,459	○	1,459	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	992	○	992	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,870	○	1,870	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,502	○	1,502	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,022	○	1,022	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

業務の種類  
781選別作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 781選別作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,116 (-)	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	
2	地域調整	奈良計	105.6%	1,179	1,357	1,487	1,511	1,590	1,733	2,158
		大和高田計	101.1%	1,129	1,300	1,424	1,446	1,522	1,660	2,066
		桜井計	98.0%	1,094	1,260	1,380	1,402	1,475	1,609	2,003
		下市計	97.6%	1,090	1,255	1,375	1,396	1,469	1,602	1,994
		大和郡山計	100.5%	1,122	1,292	1,416	1,438	1,513	1,650	2,054

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 ( 781選別作業員 )

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,158	○	2,158	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,733	○	1,733	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,179	○	1,179	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,066	○	2,066	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,660	○	1,660	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,129	○	1,129	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,003	○	2,003	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,094	○	1,094	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,994	○	1,994	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,090	○	1,090	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,122	○	1,122	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ( )は基準値0年の最大値

別表5 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)  
(令和6年10月～令和7年3月適用)

令和6年度 10月最低賃金改定後			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							最低賃金調整	
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1	1391飲食物調理従事者	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	988	1,137	1,247	1,266	1,333	1,452	1,809	986	
1	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
2	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
3	1	1499その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	998	1,149	1,259	1,278	1,346	1,467	1,827	986
3	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
4	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
5	1	1507印刷・製本従事者	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	960	1,105	1,212	1,230	1,295	1,411	1,758	986
5	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
6	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
7	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
8	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
9	1	1509その他の製品製造・加工処理従事者	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	1,001	1,152	1,263	1,282	1,350	1,471	1,833	986
9	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
10	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
11	1	1512電気機械器具組立従事者	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	948	1,091	1,196	1,214	1,279	1,394	1,736	986
11	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
12	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
13	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
14	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
15	1	1561製品検査従事者(金属製品)	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	1,002	1,153	1,265	1,284	1,352	1,473	1,835	986
15	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
16	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
17	1	1711ビル・建物清掃員	通達に定める賃金構造基本統計調査(別添1)	939	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380	1,719	986
17	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
18	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
19	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
20	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
21	1	258医療・介護事務員	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	986
21	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
22	1	371看護助手	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	963	1,108	1,215	1,234	1,299	1,416	1,763	986
22	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
23	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
24	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
25	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
26	1	553保存食品製造工等	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	1,058
26	2	地域調整	(京都)101.6	1,058	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938	有
27	1	558衣服・繊維製品製造工	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	935	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712	986
27	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
28	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
29	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
30	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有

別表5 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)  
(令和6年10月～令和7年3月適用)

令和6年度 10月最低賃金改定後			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							最低賃金調整	
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
	1	582束線工	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767	986
31	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
32	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
33	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
34	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
	1	625紡織・衣服製品検査工等	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	953	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745	1,058
35	2	地域調整	(京都)101.6	1,058	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938	有
36	2	地域調整	(大阪)108.4	1,114	1,283	1,406	1,428	1,503	1,638	2,040	有
37	2	地域調整	(大和高田計)101.1	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
38	2	地域調整	(桜井計)98	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
39	2	地域調整	(下市計)97.6	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
40	2	地域調整	(大和郡山計)100.5	986	1,135	1,245	1,264	1,331	1,450	1,806	有
	1	628ゴム製品検査工等	通達に定める職業安定業務統計(別添2)	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	1,058
41	2	地域調整	(京都)101.6	1,058	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938	有

別表6 対象従業員の基本給及び賞与の額

(令和6年10月～令和7年3月適用)

職種	地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 1391 飲食物調理従事者	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
2 1391 飲食物調理従事者	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
3 1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
4 1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
5 1507 印刷・製本従事者	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
6 1507 印刷・製本従事者	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
7 1507 印刷・製本従事者	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
8 1507 印刷・製本従事者	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
9 1509 その他の製品製造・加工処理従事者	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
10 1509 その他の製品製造・加工処理従事者	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
11 1512 電気機械器具組立従事者	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
12 1512 電気機械器具組立従事者	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
13 1512 電気機械器具組立従事者	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
14 1512 電気機械器具組立従事者	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
15 1561 製品検査従事者(金属製品)	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年
16 1561 製品検査従事者(金属製品)	下市計	A	別表2の通り	1,806 ～	○	1,806	20年
		B	別表2の通り	1,450 ～	○	1,450	10年
		C	別表2の通り	986 ～	○	986	0年

別表6 対象従業員の基本給及び賞与の額  
(令和6年10月～令和7年3月適用)

17	職種	地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
							1,806	20年
17	1711ビル・建物清掃員	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
18	1711ビル・建物清掃員	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
19	1711ビル・建物清掃員	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
20	1711ビル・建物清掃員	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
21	258医療・介護事務員	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
22	371看護助手	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
23	371看護助手	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
24	371看護助手	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
25	371看護助手	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
26	553保存食品製造工等	京都	A	別表2の通り	1,938 ~	○	1,938	20年
			B	別表2の通り	1,556 ~	○	1,556	10年
			C	別表2の通り	1,058 ~	○	1,058	0年
27	558衣服・繊維製品製造工	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
28	558衣服・繊維製品製造工	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
29	558衣服・繊維製品製造工	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
30	558衣服・繊維製品製造工	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年



別表6 対象従業員の基本給及び賞与の額  
(令和6年10月～令和7年3月適用)

31	職種	地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般的な労働者の能力・経験
							1,806	20年
31	582束線工	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
32	582束線工	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
33	582束線工	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
34	582束線工	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
35	625紡織・衣服製品検査工等	京都	A	別表2の通り	1,938 ~	○	1,938	20年
			B	別表2の通り	1,556 ~	○	1,556	10年
			C	別表2の通り	1,058 ~	○	1,058	0年
36	625紡織・衣服製品検査工等	大阪	A	別表2の通り	2,040 ~	○	2,040	20年
			B	別表2の通り	1,638 ~	○	1,638	10年
			C	別表2の通り	1,114 ~	○	1,114	0年
37	625紡織・衣服製品検査工等	大和高田計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
38	625紡織・衣服製品検査工等	桜井計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
39	625紡織・衣服製品検査工等	下市計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
40	625紡織・衣服製品検査工等	大和郡山計	A	別表2の通り	1,806 ~	○	1,806	20年
			B	別表2の通り	1,450 ~	○	1,450	10年
			C	別表2の通り	986 ~	○	986	0年
41	628ゴム製品検査工等	京都	A	別表2の通り	1,938 ~	○	1,938	20年
			B	別表2の通り	1,556 ~	○	1,556	10年
			C	別表2の通り	1,058 ~	○	1,058	0年

### 別添3 地域指数

三重	99.1%
滋賀	99.0%
京都	101.6%
大阪	108.4%
2901 奈良計	105.6%
2902 大和高田計	101.1%
2903 桜井計	98.0%
2904 下市計	97.6%
2905 大和郡山計	100.5%
和歌山	94.1%

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において

退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高専短大卒)に、同調査において

退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において

退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

別表4 対象従業員の退職手当の額

## 【大学卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	12.9	-
	会社都合退職	0.0	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	14.5	16.3

## 【高専・短大卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 37年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	0.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

## 【高校卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 39年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	13.9	-
	会社都合退職	0.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	15.9	16.6

## VII

別表3 (再掲)

## 【大学卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

## 【高専・短大卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

## 【高校卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。